

諮問日：平成31年1月10日（平成30年度（個）諮問第2号）

答申日：令和元年9月20日（令和元年度（個）答申第1号）

件名：富山地方裁判所における特定の刑事事件の事件処理に関する文書に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、富山地方裁判所長が、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、富山地方裁判所長が平成30年9月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

富山県警察は、苦情申出人に関するトラブルを事件として利用し、苦情申出人の個人情報を際限なく大量に取得した。不当に押収した押収目録等の本件対象個人情報は開示されるべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

保有個人情報開示手続の対象となる情報は司法行政文書（裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。）に記録された個人情報に限られる。また、司法行政文書に記録されている刑事事件等に関する情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関

する法律（以下「法」という。）45条1項に規定する情報に相当するものとして、開示の手続が適用されない。

本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載を踏まえると、苦情申出人が開示を求めた情報は、刑事事件に係る証拠の差押手続に関する情報等、刑事事件の事件処理に関する文書に含まれる情報であると解される。

そうすると、本件対象個人情報を記録した文書は、基本的には、刑事事件に係る裁判等に関する文書であって司法行政文書には当たらないし、司法行政文書に当たる文書についても、これに記録されている情報は、法45条1項に定める刑事事件等に関する情報に当たることから、保有個人情報開示手続の対象とならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 平成31年1月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和元年5月24日 | 審議 |
| ④ | 同年7月19日 | 審議 |
| ⑤ | 同年8月23日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

また、取扱要綱によれば、法45条1項に規定する情報に相当するものにつ

いては、取扱要綱に定める開示に係る規定は適用しないこととされている。

- 2 そこで、本件対象個人情報について検討すると、本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、苦情申出人が開示を求める情報は、特定の刑事事件に係る証拠の差押手続に関する情報等であって、刑事事件の事件処理に関する文書に含まれる情報であると解される。

そして、刑事事件の事件処理に関する文書のうち事件記録に含まれる情報については、裁判事務に関する文書に記録された情報に当たるから、司法行政文書に記録された情報とは認められない。

また、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、刑事事件の事件処理に関する司法行政文書として、事件簿等が想定されることであるが、これらの文書に含まれる特定の刑事事件に係る証拠の差押手続に関する情報は、刑事事件に係る裁判等に関する情報に当たると認められ、法45条1項に規定する情報に相当することから、取扱要綱に定める開示に係る規定は適用されない。

したがって、本件対象個人情報は、裁判事務に関する文書に記録された情報又は法45条1項に規定する刑事事件に係る裁判等に関する情報に当たるといえるから、保有個人情報開示手続の対象とならない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

別紙

苦情申出人に関する特定の刑事事件について，特定日に富山県警察又は富山地方検察庁から富山地方裁判所に証拠差し押さえ押収物の許可申請があった内容及び同裁判所が判断した資料

- 1 特定日に富山県警察又は富山地方検察庁が富山地方裁判所に押収物の許可を求めた内容が分かる資料
- 2 1の押収物の許可を求めた理由や犯罪容疑内容が分かる資料
- 3 1の申請に基づき富山地方裁判所が許可した内容や許可しなかった内容が分かる資料